

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年11月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、5年11月から6年9月までの期間の標準報酬月額に係る記録を32万円、同年10月から7年9月までの期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成2年11月1日から4年7月1日までの期間及び7年10月1日から9年10月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、2年11月から4年6月までの標準報酬月額に係る記録を30万円、7年10月から9年9月までの標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から平成9年10月21日まで
平成7年1月から9年9月の期間について実際の給与明細書の支給額とねんきん定期便の標準報酬月額の記録が違っている。給与明細書が無い期間の記録も違っていると思われるので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年11月から7年9月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、5年11月から6年9月までは32万円、6年10月から7年9月までは28万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成6年3月9日付けで申立人を含む2人の標準報酬月額そきゅうの記録が遡及して引き下げられており、申立人の

標準報酬月額は、5年11月から6年7月までの期間について28万円に記録訂正され、また、7年2月28日付けで申立人を含む2人の標準報酬月額の記録が遡及^{そきゆう}して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、6年8月から7年9月までの期間について22万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「バブルが崩壊したとき景気が悪くなり、保険料が払えなくなった。社会保険事務所の職員が来て標準報酬を下げる指導を受けた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月9日付け及び7年2月28日付けで行われた遡及^{そきゆう}訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものと考えるのは難しく、社会保険事務所が行った当該遡及^{そきゆう}訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及^{そきゆう}訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年11月から7年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年11月から6年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは28万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間のうち、平成2年11月から4年6月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録では、出向先のB社を資格喪失し、A社で再取得した2年11月1日の標準報酬月額は9万8,000円、その後3年10月1日付けの定時決定により17万円、4年7月1日付けの随時改定により32万円と記録されていることが確認できる。

一方、申立人は、出向先のB社からA社に戻った際に給与支給額が下がった記憶は無く、総支給額に大きな変動も無かったと主張しているところ、申立人から提出された平成3年9月の給与支給明細書では、標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、事業主が社会保険事務所に届け出た報酬月額とは大きく相違していることが確認できる。

当該申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成2年11月から4年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の3年9月の給与支給明細書により、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成7年10月から9年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げて保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和63年9月から平成2年10月までの期間の標準報酬月額については、元事業主は、届出に基づく保険料を控除していたと証言しており、社会保険事務所による不合理な^{そきゅう}遡及訂正も無い上、保険料控除を確認できる資料等は無い。

また、平成4年7月から5年10月までの期間の標準報酬月額の相違については、申立人名義の預金口座の給与振込額から予想される報酬月額及び保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録とほぼ一致している。

さらに、当該期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和53年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月16日から同年4月16日まで

昭和29年にA社に入社し、定年退職するまで継続して勤務していたのに、53年3月にC社への出向を終え、B工場へ転勤した際の厚生年金保険の記録に1か月の空白があることはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の資格記録及びA社から提出された人事略歴の記録から判断すると、申立人は同社及び関連会社に継続して勤務し（昭和53年3月16日にC社からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和53年4月の被保険者原票の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険の資格取得日を昭和53年4月16日として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月17日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月17日から同年5月1日まで
昭和44年3月にA社D支店に入社したが、厚生年金保険被保険者期間が同年5月からとなっており、2か月間欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した申立人に係る人事台帳等から判断すると、申立人が昭和44年3月17日にA社D支店に入社し、申立期間において勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社D支店は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては適用事業所に該当していなかったことが確認できるところ、B社では、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、同社同支店に勤務していた従業員については、既に厚生年金保険の適用事業所になっていた同社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。」と回答している。

また、A社C支店及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者のうち同社D支店における経理担当であったとする者は、「申立人は、昭和44年3月17日にA社D支店に入社した。当時、同社C支店が同社D支店

等の経理事務を統括していたため、申立人についても、入社と同時に、同社C支店において厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われるべきであったものと思われる。厚生年金保険料は、入社後に支給された給与から毎月控除していた。」と供述している。

さらに、前述のA社D支店に係る被保険者名簿において、昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している被保険者のうち50人を抽出して、その被保険者記録を確認したところ、このうち48人は、同日までの期間において同社C支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述のA社C支店に係る被保険者名簿によれば、申立人と同時期に学校を卒業後、同社同支店に採用されたとする複数の同僚は、昭和44年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述のA社C支店に係る被保険者名簿において、申立人と同一職種で、かつ、申立人と同時期に同社C支店に採用されたことが確認できる同僚の昭和44年3月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述のA社C支店に係る被保険者名簿には申立人の名前は確認できず、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和54年4月から同年10月までの期間は24万円、同年11月から56年12月までの期間は26万円、58年4月から59年9月までの期間は26万円、60年4月から同年6月までの期間は32万円、61年4月から62年3月までの期間は34万円、同年4月から平成元年3月までの期間は24万円、同年4月は30万円、同年5月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月1日から平成元年6月1日まで
A社、B社及びC社に勤務していたときの標準報酬月額がオンライン記録と違っているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの期間は26万円、59年4月は26万円、同年9月は26万円、また、支給月のみで支給年が確認できない給与明細書のうちガソリン代金が控除されていた給与明細書については、請求年月が判明しているC社

からのガソリン代金請求書と給与から控除されていたガソリン代金が一致していることから支給年が判明したことにより、61年11月は34万円、62年2月及び同年3月は34万円、同年9月は24万円、同年11月から63年3月までの期間は24万円、同年6月は24万円、平成元年2月は24万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和54年4月、同年6月から同年12月までの期間、56年3月から同年9月までの期間、同年11月、58年4月から同年9月までの期間、59年5月から同年8月までの期間、60年5月及び同年6月、61年4月から同年8月までの期間、同年10月、62年1月、同年4月から同年6月までの期間、同年8月、同年10月、63年5月、63年7月から同年9月までの期間、平成元年3月については、給与明細書に支給月のみで支給年は確認できないが、これらの前後の期間に係る給与明細書の保険料控除額と同額であり、これらの額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録から確認できる標準報酬月額より高額であることが認められる。

さらに、申立期間のうち、前述の期間以外に支給月のみが4月と確認できる給与明細書と支給年月が確認できない給与明細書があるが、これらの給与明細書以外の支給年月は、給与明細書の控除額から支給年月が特定でき、残りの特定できない期間は平成元年4月及び同年5月のみであることから、これらの給与明細書の控除額により、元年4月及び同年5月のものと判断することが妥当である。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人が提出した給与明細書における保険料控除額から昭和54年4月は24万円、同年6月から同年10月までの期間は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、56年3月から同年9月までの期間は26万円、同年11月は26万円、58年4月から同年9月までの期間は26万円、59年5月から同年8月までの期間は26万円、60年5月及び同年6月は32万円、61年4月から同年8月までの期間は34万円、同年10月は34万円、62年1月は34万円、同年4月から同年6月までの期間は24万円、同年8月は24万円、同年10月は24万円、63年5月は24万円、同年7月から同年9月までの期間は24万円、平成元年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月は34万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和54年5月、55年1月から56年2月までの期間、同年10月、同年12月、59年1月から同年3月までの期間、60年4月、61年9月、同年12月、62年7月、63年4月、同年10月から平成元年1月までの期間については、申立人は、給与明細書を保管していないが、これらの前後の期間に係る給与明細書の保険料控除額から判断すると、前後の期間の保険料控除額と同額とするのが妥当であり、これらの額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録から確認できる標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額は、昭和 54 年 5 月は 24 万円、55 年 1 月から 56 年 2 月までの期間は 26 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 12 月は 26 万円、59 年 1 月から同年 3 月までの期間は 26 万円、60 年 4 月は 32 万円、61 年 9 月は 34 万円、同年 12 月は 34 万円、62 年 7 月は 24 万円、63 年 4 月は 24 万円、同年 10 月から平成元年 1 月までの期間は 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、長期にわたって一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月については、給与明細書において支給年月が確認でき、同年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月、同年 7 月、同年 11 月及び同年 12 月、59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間、同年 8 月から同年 12 月までの期間については、給与明細書に支給月のみで支給年は確認できないが、これら前後の期間に係る給与明細書の保険料控除額から判断すると、オンライン記録による標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行わない。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書を保管していない昭和 57 年 4 月、同年 6 月、同年 9 月及び同年 10 月、58 年 1 月から 3 月までの期間、60 年 7 月、61 年 1 月から 3 月までの期間についても、これら前後の期間に係る給与明細書の保険料控除額から判断して、保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録による標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、申立人が給与明細書を保管していない昭和 45 年 12 月から 54 年 3 月までの期間については、社会保険事務所の A 社及び B 社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から11年4月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から11年4月1日まで
平成9年11月から11年3月までの実際にもらっていた給与の額と、年金事務所の標準報酬月額に差異がある。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立人の平成9年11月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、10年6月24日付けで、9年11月1日にさかのぼって28万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人の預金通帳の入金記録によると、申立事業所からの給与振込額は、平成9年10月から退社するまで全く変更が無い状態であることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主を含む123人についても申立人と同様に、平成10年6月24日付けで、標準報酬月額を^{たきゅう}遡及訂正する処理が行われている。

さらに、滞納処分票により、申立事業所は申立期間が^{そきゅう}遡及訂正処理をされた時期に社会保険料について滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月24日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った^{そきゅう}当該遡及訂正処理に合理的な理由は無い上、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の9年11月から10年9月までの標準報酬月額については、59万円に訂正することが必要である。

- 2 オンライン記録において、平成10年10月から11年3月までの標準報酬月額については、22万円とされているところ、当該期間の申立事業所からの給与振込額は、申立人から提出された預金通帳の入金記録によると、それ以前の期間に係る給与振込額と全く変わらないことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人は、平成10年10月から11年3月までの標準報酬月額については、申立人から提出された預金通帳の給与振込額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和57年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月31日から同年8月1日まで

昭和51年4月1日から平成13年3月までの間、継続してA社に勤務していたにもかかわらず、昭和57年8月1日付けで同社B支社から同社C本社に転勤した際の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算人が発行する在籍証明書及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和57年8月1日に同社B支社からC本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、異動日については、申立人と入れ替わりにA社C本社から同社B支社へ転勤した同僚の同社C本社における資格喪失日が昭和57年8月1日であることから、申立人の同社B支社における資格喪失日も同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年7月の社会保険事務所（当時）の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の清算人によると、納付を確認できる関連資料が現存せず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和57年8月1日と届け出た

にもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考えにくいことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に、資格喪失日に係る記録を51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を49年5月から同年6月までは4万8,000円、同年7月から同年8月までは5万2,000円、同年9月は4万8,000円、同年10月から同年11月までは5万2,000円、同年12月は4万8,000円、50年1月から同年2月までは5万2,000円、同年3月から同年4月までは4万8,000円、同年5月から同年6月までは6万円、同年7月は6万4,000円、同年8月から同年9月までは6万8,000円、同年10月から51年2月までは6万円、同年3月は5万6,000円、同年4月から同年5月までは5万2,000円、同年6月は6万円、同年7月から同年8月までは6万8,000円、同年9月は6万円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から51年10月1日まで

申立期間について、A組合（現在は、B組合）に勤務し共済掛金も控除されていたので、申立期間を農林漁業団体職員共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

業務継承団体であるB組合が保管するA組合の給与台帳により、昭和49年5月から51年9月まで、申立人が同組合に勤務し、給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金が控除されていることが確認できる。

また、標準報酬月額については、掛金控除額から、昭和49年5月から同年6月までは4万8,000円、同年7月から同年8月までは5万2,000円、同

年9月は4万8,000円、同年10月から同年11月までは5万2,000円、同年12月は4万8,000円、50年1月から同年2月までは5万2,000円、同年3月から同年4月までは4万8,000円、同年5月から同年6月までは6万円、同年7月は6万4,000円、同年8月から同年9月までは6万8,000円、同年10月から51年2月までは6万円、同年3月は5万6,000円、同年4月から同年5月までは5万2,000円、同年6月は6万円、同年7月から同年8月までは6万8,000円、同年9月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、B組合では、A組合時代に届出誤りが有ったことを認めていることから、農林漁業団体職員共済組合は申立人に係る昭和49年5月から51年9月までの掛金について納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 44 年 12 月 26 日から 46 年 2 月まで

昭和 43 年に高校卒業後、A事業所（運営会社：B社）に入社し、46 年 2 月ごろ退職した。申立期間①及び②の記録が無く、納得がいかないので調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が昭和 43 年 7 月 1 日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前に同社に勤務していたことは、元同僚の証言及び雇用保険被保険者記録の取得年月日が同年 4 月 1 日となっていることから推認できる。

しかしながら、前出の元同僚は、「入社後 3 か月の見習期間を経て厚生年金保険に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると元同僚の当該事業所に係る資格取得日は昭和 43 年 7 月 1 日である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社において昭和 43 年 7 月 1 日資格取得者は 56 人である上、同年 4 月 1 日に資格を取得した者は見当たらないことから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、元同僚の証言により申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの証言は得られず、申立人の同社における雇用保険の加入記録においても離職日は昭和 44 年 12 月 25 日と確認できる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の後継会社であるC社においても、同社の人事記録等の資料は保存されておらず、申立人の申立期間②における勤務の実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 429

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 11 日から 39 年 9 月 1 日まで
昭和 37 年 4 月 3 日から 39 年 8 月 31 日まで、A 社の事務所 2 階の寮に住み込みで勤務していた。社員は私を含めて 4 人で、厚生年金保険にも加入していたので、被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の現在の事業主（当時中学生）の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 9 月 1 日以降に入社し、申立期間の全部あるいは一部の期間に同社で勤務していた同僚 6 人に照会したところ、6 人全員が申立人のことを覚えていないと申述している上、当時の事業主は既に死亡しており、当時の関係書類も保管していないことから、申立人の申立期間に係る当該事業所における厚生年金保険の加入状況は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。